**平成２１年（フ）第３５１号**
東京都練馬区大泉町５丁目26番１号、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市寺谷197番地１
破産者　前田　　收
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第２９６号**
山口市秋穂東1104番地
破産者　松田　健二
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第６９号**
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野1538番地３
破産者　楢木野満継
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

### 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２１年（フ）第４１８４号**
札幌市北区新琴似12条３丁目１番18号
破産者　有限会社こうゆう技建
１　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
２　一般調査期日　平成22年９月10日午後２時
平成22年６月16日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第９４２２号**
大阪市大正区北村１丁目５番13号
破産者　生島　充子
１　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
２　一般調査期日　平成22年９月６日午後４時
平成22年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２３７９号**
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目18番32号マームヒルズ湘南102号　高橋幸二方、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目14番54号
破産者　梅澤　公子
１　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで
２　一般調査期日　平成22年８月31日午後２時30分
平成22年６月17日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１６７２号**
大阪市東淀川区井高野３丁目２番43号
破産者　大川　　智
１　破産債権の届出期間　平成22年７月23日まで
２　一般調査期日　平成22年９月13日午後４時
平成22年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１００６３号**
最後の住所京都府八幡市橋本栗ケ谷53番地の64
破産者　被相続人亡大井浩相続財産
１　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
２　一般調査期日　平成22年９月30日午後３時30分
平成22年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

### 破産債権の届出期間及び一般調査期間

**平成２１年（フ）第１１２号**
北海道登別市若山町４丁目47番地２　シティベル101
破産者　室山　利樹
１　破産債権の届出期間　平成22年７月８日まで
２　一般調査期間　平成22年７月23日から平成22年８月５日まで
平成22年６月17日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

### 破産債権の特別調査期日

**平成２１年（フ）第２２４号**
大分県別府市北浜１丁目４番21号
破産者　株式会社東保時計店
特別調査期日　平成22年７月６日午後３時
平成22年６月17日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

### 債権者集会招集

**平成２１年（フ）第９３９１号**
堺市北区金岡町2028番地10
破産者　深江勇一郎
１　期日　平成22年７月21日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

### 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２１年（フ）第５５号**
大分県日田市大字高瀬627番地11
破産者　梶原　章二
異議申述期間　平成22年８月11日まで
平成22年６月11日　大分地方裁判所日田支部

**平成２１年（フ）第５６号**
大分県日田市大字高瀬627番地11
破産者　梶原　恵子
異議申述期間　平成22年８月11日まで
平成22年６月11日　大分地方裁判所日田支部

**平成２１年（フ）第５７号**
大分県日田市大字渡里1513番地４　ダイハツアパート５号
破産者　梶原　幸子
異議申述期間　平成22年８月11日まで
平成22年６月11日　大分地方裁判所日田支部

### 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第２２３３号**
東京都渋谷区渋谷１丁目19―18―707
破産者　野田　憲男
免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年６月16日
東京地方裁判所民事第20部

### 免責許可決定

**平成２２年（フ）第１２６号**
愛知県一宮市今伊勢町宮後字午新田下**蔵**41番地５
破産者　林　十三男
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１２７号**
愛知県一宮市今伊勢町宮後字午新田下**蔵**41番地５
破産者　林　スズ子
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

### 特別清算協定認可

**平成２１年（ヒ）第１００４号**
神戸市中央区磯辺通４丁目１番６号
清算株式会社　株式会社ニッチク
１　決定年月日　平成22年６月15日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　特別清算手続の期間
清算株式会社は、平成22年11月末日までに協定を実行し、速やかに清算結了の手続きを行い、すべての清算事務を完了する。但し、万一、同期間を延長する必要がある場合は、特別清算裁判所の許可を得て、同期間を延長することが出来るものとする。
２　協定債権の定義
本協定に於いて協定債権とは、協定の対象となる債権で、「特別清算開始決定日までに発生した債権」であって、債権者が同日までに申出たものをいう。
３　弁済
本協定における弁済は、協定債権を有する債権者（以下協定債権者と称する）の指定する銀行口座に振込方法により実施する。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　担保権付債権
１　定義
本協定における担保付債権とは、株式会社りそな銀行（以下りそな銀行と称する。）が清算株式会社が所有する別紙物件目録記載の各不動産（以下担保不動産と称する。）について抵当権（根抵当権を含む以下同じ。）を有する協定債権をいう。